

平成30年第5回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成30年5月22日（火）

安芸高田市農業委員会

# 総 会 出 席 簿

【開催年月日】 平成30年5月22日（火）

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 報告第 4号 農地転用（農業用施設）届出について  
日程第 3 議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 26号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 27号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 28号 非農地証明申請について  
日程第 7 議案第 29号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第 8 議案第 30号 農用地利用配分計画原案の諮問について  
日程第 9 議案第 31号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について

議席	氏 名	印	議席	氏 名	印	議席	氏 名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	○	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 沢田 純子事務局長  
森田 修事務局長補佐

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間47分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 それでは、ただいまより平成30年第5回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、津田委員、5分ぐらいおくれるという御報告いただきましたので、11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第5回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において行います。8番 桑原 博委員、10番 光永 直義委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第2 報告第4号 農地転用（農業用施設）届出についての報告をお願いいたします。事務局。

（事務局朗読説明）

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

次に、日程第3 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

（事務局朗読説明）

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号28号については、●●●●の案件でありますので、後にさせていただきます。

受付番号25号、26号について、2番 田中委員をお願いいたします。

○田中委員 はい。2番 田中でございます。

去る5月の14日に、推進委員3名、委員2名、事務局1名で現地の調査を行いました。その詳細について御案内を申し上げます。

受付番号25でございますが、これは場所的には別添の地図25-25で確認をいただきたいと思っておりますが、●●●線から●●●に入ります。ちょうど江の川筋でございますが、現地のほうは県道からすぐ上ったところ、ちょうど●●●の●●●がございますが、その隣でございます。地目は畑でございます。701㎡。現在は、もう既に以前から柚の栽培がされておりました、植栽が、柚がされてございました。御本人、譲渡人は広島市在住でございますので、もう管理は不可能ということでございまして、●●氏が受け継ぐということで、今後も柚の生産をされるということでございました。特段な問題はないというふうに見てまいりました。

次に26でございますが、場所は高宮町●●でございます。●●●線からずっと下がってまいりまして、●●●の事務所がございますが、●●●の事務所を右に●●●●を渡りまして、約150m余り行きますと、現地でございます。筆数は3筆でございますが、●●●●氏は広島在住でございます、既に本宅のほうは売買がされておりました、田んぼは残っておるとい

うことでございますので、親戚関係にあります●●●●氏に譲り渡すということでございます。今後も農地として作付をしてまいるということのようでございますので、現状変更は全くないということから、問題はなかろうかと、このように思います。

以上で報告は終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号27号について、11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号27号について御報告いたします。

5月10日、推進委員7名、農業委員2名、事務局で現地調査をしています。

別図の25-27をごらんください。申請地は広域農道と市道の間にあるほ場です。広域農道は右側が吉田で、左側は土師のほうに向かっていく農道でございます。譲渡人は高齢で耕作困難となり、本申請に至っております。現在も譲受人の●●さんが耕作されております。図面にありますように里道が間にはさまっておりますが、この申請人以外に、今現在利用されていないようで、管理課とで調整中とのことでございます。引き続いてこの譲受人が耕作するため別段、他の農地に支障はないものと思われま。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

質疑がないようございますので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決しました。

ただいま津田委員さんが御出席いただきましたので、報告いたします。

ここで、議事参与の制限により、●●●●さんが退席されますので、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時42分 休憩

午後1時43分 再開

○村上会長 それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号28号について、10番 光永委員、お願いいたします。

○光永委員 はい。10番、光永です。議案第25号、受付番号28号について報告します。



~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時47分 休憩

午後1時47分 再開

○職務代理 それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第4 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○職務代理 それでは続いて、担当委員の調査報告を行います。

受付番号24号について、9番 村上委員さん、お願いします。

○村上委員 9番 村上でございます。

受付番号24号について、5月10日、最適化推進委員7名と、農業委員2名と事務局とで現地確認をいたしましたので報告いたします。別図の26-24ページをごらんください。場所は国道54号線沿いで●●がありますが、あそこから100mぐらい広島よりも国道の南側に接した申請人宅と国道の間の細長い土地で、地番が●●●●●番地であります。申請人も転用が済んでいるものと思込んでいたようですが、転用が済んでいなく、無断転用がわかり申しわけありませんとのことで始末書をつけての申請となっております。他の農地には影響はないかという部分もあり、仕方のないことであり、無断転用はなくなることはよいことだと思います。なお、詳細については調査書のとおりであります。

以上で調査報告終わります。

○職務代理 それでは、続いて受付番号25号について、11番 水重委員さん、お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号25号について報告いたします。

5月10日、推進委員7名、農業委員2名、事務局で現地を確認いたしました。別図の26-25をごらんください。申請地は●●●●●の裏側の山手のところにあります。この申請地は申請人の自己所有の宅地で、●●●●番地と市道に囲まれております。周辺農地には何ら支障のないことを確認いたしました。本申請には始末書が添付されており、やむを得ないと思われず。

以上、報告終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

以上で調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見ございませんか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の委員は挙手を願います。







い寂しいんじやが。何か基準があるかどうかというのは、ないんですか。

○桑原委員 難しいよね。・・・

○津田委員 まあ、ええですわ。

○職務代理 ええですか。

○津田委員 はい。

○職務代理 ほかにございませんか。ないようでございます。

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。賛成多数、全員の賛成でございます。

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

なお、受付番号45号、46号については許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することとします。

ここで、議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時17分 休憩

午後2時17分 再開

○村上会長 それでは休憩を閉じ、会議を開きます。

続きまして日程第6 議案第28号 非農地証明申請についてを議題といたします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号20号について、3番 津田委員、お願いいたします。

○津田委員 3番 津田です。受付番号20号について説明をいたします。

5月16日、農業委員2名、推進委員1名、事務局1名で現地を調査いたしました。まず場所ですが、美土里町の●●●●の中にあるんですが、●●から●●に入るちょっと手前の左側の山側の土地になります。これは。よく言う●●●という大きな●●がありますが、その●●●の真向かいの山すその土地だというふうに理解をしてください。地図では、まあこれを見てもらってもちょっとわからんと思うんですね。僕が見てもわからんので。山沿いに農道が1本走っております。その農道と山林との間に何枚かの土地があるんですが、いずれもまあ畑は畑、田んぼと書いてありますけども、かなり荒廃して草もぼうぼうで、こう長い間もう耕作をされ

ていないというような土地であります。●●さんのほうも高齢で、とてもこの土地を今後、農地として活用するということはもうできないということで申請をされておるんですが、昔は植木屋さんか何かをされておったようで、五葉松とか紅葉が何本か残ってございましたけども、とてもこれから耕すことはできないということで申請をされました。これも、もうやむを得ないなというふうに考えております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号21号と25号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号21号、25号について御報告いたします。

去る5月14日、事務局1名、農業委員2名、推進委員2名で現地を確認いたしました。

まず21号ですが、28-21の図面をごらんください。上の図面で宮野川流域は書いてありますが、その左側に、上のほうに●●さんというお宅があるんですが、そのずっと北を出たところが広域農道なんですね。それを右に通って、この右側の端も一応、あれは町道なんです。県道●●●●線からいけば、約500mぐらい入ったところなんです。丸があるところが申請地です。ほんで、土地は山際にあります。昔は赤道って、軽トラが何とか通るような道はあるんですが、今現在、害獣対策ですか。あれで金網が張ってあります。それで、車もトラクターとか、機械類は全然通ることができません。それで、申請地はまあ一応草なんかはもう毎年●●さんに刈ってもらって、まあ田だけ見れば、これは今でも使えるんじゃないかというような田なんです。さっき言ったように、機械類がほとんど入ることができませんので、平成10年ごろですか。4年ですか。からもう耕作を放棄されておる。面積的には3反近くですが、枚数が6枚ぐらいあるんです。余り大きな田はありません。ということで、水場も山からの出水でですね。それで、なかなかつくり勝手も悪いということで、今回、非農地証明の申請をしたということ。周囲の農地なんかも、まあ耕作を放棄することによって悪影響はないと思います。

それから、25号は、申請地は原田の●●●●線を●●のほうへ向かって行きよったら、●●●●●●というのがあるんですけど、そこの前の真向かいのほうに、町道が通ってるんですが、●●●●線から約500mぐらい入ったようなところに申請地があります。●●●●●●という集落があります。それで、申請地は上側に堤があります。その下の土地で田んぼだったんですが、建設会社の人が残土を捨てたいということで、田んぼを埋められて、今、町道と同じ高さに埋め立てられております。それで、ほかの農地への影響は全くありません。道路に、前が道路で、町道で、後ろ側はもう川になってるんです。角っこの土地で、他に悪影響は全くないことなどから、やむを得ないと思います。

以上で御報告終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号22号、23号、24号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

す。

○桑原委員 8番 それでは、受付番号22号、23号、24号について調査報告をします。

まず受付番号22号でございますが、これは美土里町の●●の●●と●●の一番細いところなんです、そのちょうど隣のちょうど中間地点。以前からよく林道がついて、田の荒廃がひどくて、この前からよく申請が出ていますが、その出口のところでございます、川と山との間の細長い田んぼでございます。過去には何回か洪水で土砂が流れたりというふうなことがあったようでございますが、本人はもうこちらで農業されておりませんので、荒廃の状態が続いたということで、見た限りでは作付できるような状態ではないということで、まあ仕方がないんじゃないか。この田んぼより上側はちょっと広がっておりまして、そっからはほ場を整備がされております。

それと、続いて23号でございますが、これは地図の28-23号で見ていただければわかりますが、まず番号1番のところについてですが、これについては先般、家のほとりの小さい畑が進入路もないし、作業しにくいということで、非農地されておりましたが、その隣の農地でございましたということで、これも大体農道から2mから2m50ぐらい上にあると思うんですが、道は人が通れるぐらいの道しかない。そこに行くのはあれですね。まあ機械類は多分入らないということで、やむを得ないというふうに思います。

2、3、4、5についてでございますが、これは現在も●地区のですね。法人ができたということについて、そこに倉庫があったんでございますが、この倉庫を法人の方がもらい受けたということでございますが、この土地の周辺をぐるっと取り巻くようにその土地がございまして、それと、中には2番について申請地の2、3については、まるで山の中であるということで、全く農地ではないような状況でございます。それについても現況は全く山林というようなことで仕方ないだろうということでございます。

それと、24号についてでございますが、●●●●●さんは、こっちのほうに全くおられません。28-24を見ていただければ、1、2、3、4、5、6、8、この番号については、この下の道路から下はほ場整備済の田んぼでございます。そこから上がほとんど山になっておりまして、大きな竹が生えております。ちょっと中は歩かれんような状態でございます、かなり荒廃が進んだから、家のほうも誰も住んでいないというふうな状況で、地区の関係の方も一緒にお話をさせていただきましたが、どうにもならんやろうということでございました。他の農地へは全く影響はないというふうなことでございますので、それもやむを得ないだろう。それで、7番がちょっと離れたところでございますが、これは生田川のもっと上流になるんですが、後ろが黒い線が川でございます。その前によその家がございまして、家と川との間の土地でございます。そこにはかなり大きな木も何本か生えておりますから、これも地域の方ができればきれいにしたいんですが、ということで、ちょっと刈りよった時期もございましたが、現況からすると全く管理ができませんということでございますし、これは家と道路との間でございまし

て、よその田んぼへの影響は全くございませんので、これについてもやむを得ないというふうに見てまいりました。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

ただいま21号と25号の説明がありました。その中でよろしいですか。事務局、今、21号、25号についても、埋め立てをしとるという話でございましたが。

○事務局 25号ですけれども、図面を見ていただくと、道の下に●●●●●●という申請地の横がございますけれども、あそこは山です。山の下にその三角の●●●●●●があったということで、山のこの●●●●●●はこの道と面です。●●●●●●は1より低かったということで、そこへ何か残土を平成10年ごろ捨てられて、平らにされたと。耕作をする思いよったんじゃけど、まあそのままずっとなっとなつて、原野みたいになったというふうなことでございました。そういうお話でした。

○村上会長 21号については草刈りをして、きれいにして管理されとるということが説明があったが、どういうことか。

○事務局 21の部分です。結構大きい、1筆は大きいんですけども、これが6枚ぐらいに分かれておまして、前面はもう草は短いけどいっぱい生えてて、もう枯れて。ちょっと私はとても農地には戻らんと思いましたけど、田中委員さん、どんなですか。

○田中委員 広島市内に在住されておまして、管理だけはどうかということであるようですが、耕作をするということになりますと、どうしても機械が、今まで耕運機で、管理機で、テラーでやらなきゃいけませんので、機械が全く入ることができないということから、これはどう考えても誰に預けて、あるいは、どなたかにお願いをするということになると、トラクターも入らにゃ、まあ何も入らんとするところでは、今後、その農地として維持管理はまずできないし、また、第三者が耕作するにも、トラクターのようなものが入らない以上、今後農地として管理できないだろう。しかも、あれは6枚、4枚か。

○事務局 6枚ぐらいです。

○田中委員 6枚はね。田から田へ移るのにも進入路がないという、どっから入っても、昔は牛が入っていたんでしょうが、どっから入るんだろうかと思いつつ見たんですが、入るところはないですね。

○村上会長 ただいま説明があったとおりでございます。

そのほかに皆さん、ありませんか。

○秋國委員 さっきちょっと話ししましたが、金網が張ってあるんですね。機械が昔は来とったんかもわからんけど、金網が道の真ん中じゃないけど、ほとりにあるので、ちょっと通るのは難しいと思います。

○村上会長 きれいに管理してあることになりや、ちょっと難しいかもというような気もしたんですが、皆さん方はどうですか。異議なしですか。

○桑原委員 仕方がないと思いますよ。あそこは。私もやむを得んと思いますよ。

○村上会長 ほかに質疑はありませんか。ありませんね。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

申請どおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第28号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

続きまして、日程第7 議案第29号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。以上で事務局の要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第29号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に、日程第8 議案第30号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたします。

初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。以上で説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第30号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第30号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定する



申請された案件でございます。現在は、山の中にあり、鳥獣害などの被害や管理ができないため、実家のすぐ裏に移築したいとのことでございます。申請地の畑はブロックの塀で囲まれており、すぐ裏庭は納屋であり、自宅であります。また、近隣の方には話をされておられるとのことでもあります。申請地は現在利用されておられず、マルチで覆った状態であります。周囲は申請人の畑であり、他の農地には何ら影響ないというふうに思われ、仕方のないというふうに思います。

以上で報告を終わります。

次に、八千代地区、お願いをいたします。位置番号4号について、6番 上田委員、お願いいたします。

○上田委員 6番 上田でございます。位置番号4号について、報告をいたします。

5月10日、農業委員2名、推進委員3名、それと事務局で現地調査を行いました。申請人は80歳と高齢で、耕作がしんどくなり、農業継承者もおらず、土地の有効活用として太陽光発電を計画されております。場所ですが、八千代町●●●●の広島方面に行くバス停の裏手50mぐらいのところ、面積が1,057㎡でございます。今年度は稲作をされており、収穫後に太陽光発電を考えられておられます。申請地の隣接地は、倉庫や耕作放棄地が約半分を占めております。また、隣接地の水路、里道は確保されており、周辺の家を支障は生じるとは言えなく、いたし方ないことと確認いたしました。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

次に、美土里地区、お願いをいたします。位置番号5号について3番 津田委員お願いいたします。

○津田委員 3番 津田です。位置番号5号について説明をいたします。

5月16日、調査に行きまいりました。場所ですが、先ほど●●●●●さんの太陽光パネルのときに説明いたしました土地のほぼ隣と言っていいぐらい、もう一段上に位置します。この土地は、先ほどもお話がありましたように、農機具が入らない土地なんですよ。道と山との間にある田んぼなんです、昔は割合よくできて、一生懸命つくったんだが、もう今ごろは機械が入らんけん、どうにもならんよということで、放棄をされております。耕作放棄地とは、すごい茂つとるようなことではありませんけども、長い間もうつくつとらんということで、太陽光パネルを設置をして有効活用したいというようなことで申請がございました。まあ何せ農機具が入らない、機械が入らぬ土地を維持するということは、先ほどもお話がありましたように、至難のわざでありますので、これもやむを得ないかな。なお、周囲には家がほとんどありませんので、特にどうこういうような心配はないだろうというふうに見て帰りました。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、位置番号6号から10号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原です。位置番号6番について御報告します。

これは以前に若い人が家を建つということで申請が出た場所のすぐ隣でございますが、場所は美土里町●●●●入口付近になります。家は非常に狭いところへ建てられておられまして、母屋と若い人の家と上の道路までは、かなりの急傾斜になってございます。それを町道を家へ入る道へ、今現在車を停めておられます。歯止めをしとかに裏に落ちそうな所でございます。そのため駐車場にということと、墓地を建てたいということでございます。家のすぐ反対側、道路の真下でございます、その場所は●●さんの土地及び住宅ということでございますので、あたりに影響は全くないというふうに見てまいりました。雪が降ったら、上へ車は上がらんというふうな状況だと思いますので、やむを得んというふうに思いました。

それと、7番についてでございますが、これは先ほどから●●●●という●●ができたということで、申請が出ておりますが、図面を見ていただいたら、わかるのですが、7番、8番、9番、これ全部同じところに入り組んでるものでございます。その中に倉庫が建っております、もう既に●●●●のときに、そこへ倉庫を建てられたようでございます。それを今回、●●●●がそれを譲っていただいて、倉庫として利用するという事になったことから、全然構ってないということなので、今回出してもらったというふうなことでございます。道路と山との間の場所で、外部の土地については全く問題はないというふうに思いますし、利用事態は適切に利用していただくということでありますので、まあやむを得ないかなというふうに見てまいりました。

それと、10番については、これは以前出したように、家のすぐ左の場所、先ほども見ましたが、それよりちょっと狭いところでありますようなところでございますが、その場所も恐らく実際は資材置場などで利用したいということでございます。全く周囲には影響がないということで、問題ないということです。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

次に、高宮地区、お願いいたします。位置番号11番から16番について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号11号から16号までについて御報告をいたします。

5月14日に事務局1名、農業委員、推進委員2名で現地を確認いたしました。

まず11号ですが、県道●●●●線ですか。で、●●●●という施設があるんですが、あそこから原田方面へ下ったところに橋があるんですけど、橋を渡り切って、すぐ右側に下へおりる道があるんですが、そこをおり切ったところに申請人の家があります。その申請地は御自宅の前に、一応地目は畑なんですが、現在、自宅の庭敷というような形で、現状は池が、小さな池がございます。その池ですが、防火水槽も兼ねておられるというのを申請人から聞きました。

他の農地への影響などは全くないことなどから、やむを得ないかと思ます。

それから、12号ですが、申請人は土建業をやっておられるんですね。それで、御自宅の前の申請地や畑とか田んぼですが、宅地のところへ重機ですね。重機とか駐車場。それで、ちょっと離れたところに倉庫が建ててございます。そして、家の前が庭敷として使用されております。これもほかの農地への悪影響などは全くないことなどから、今回の申請やむを得ないと思しました。

それから、13号ですが、●●から●●の●●に抜ける道があるんですね。その途中に●●という集落がございませう。その集落の入り口。それを右へ入って、50mぐらい入ってるんですね。そこに墓地がございませう。昔はもう山中に、遠いところにあつたらしいんですが、その墓地を御自宅の近くに移設したということで、今回の申請であります。始末書も添付されておりますので、周囲の影響などもないことなどから、やむを得ないかと思しました。

それから、14号、15号、16号のこの3件は全く同じ土地にあります。申請地は農道●●から●●に抜ける道が、農道があるんですが、この行きよつたら左側に高宮の●●●●●●がございませう。その●●●●●●へ入る道の左側に、ちょっと低いところに雑木とか紅葉ですかね。●●さんという方が造園業をやっておられたということで、紅葉なんかを植えた。その土地を、申請地を●●●●●●●●●●という会社が経営する堆肥の加工施設を建設するために、この用地を取得したいということで、今回の申請です。農産物の生産、加工、販売などを、この●●●●●●●●●●が行っており、野菜のくずなどが出るのを、今から建設する予定の建物で処理をするということでございませう。なお、周辺に民家とかはありませんが、雨水とかが下流の生田川に流れる可能性ありますので、その下は●●という集落がございませう。●●●●●●●●●●がですね。その集落の方にお話をさせていただければと思しました。

以上で御報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、甲田地区、お願いをいたします。位置番号17、18について、10番 光永委員、お願いいたします。

○光永委員 位置番号17について報告します。

場所は国道54号線から●●●●●の信号を左に沿って3キロほど入ったところが現地の手前です。●●●●●という3差路がつい手前にありまして、それから500m●●方面に行つて、右手に上がったところが現地です。行ったときが5月の15日なので、一部2、700㎡ぐらいの田んぼの一部を住宅用地としたいということで、もう田植えはこしひかりで済まされていませう。70mぐらい離れたところに●●●●●さんの自宅があるんですが、孫夫婦が結婚されて、ここに帰つて新しい家を建てたいということで、今回の申請になりました。家の前のほうに庭敷、畑等々もあるんですが、実家から少し離れたとこがいいということで、見えるか見ないかという場所に、今回のほ場整備をした、いい田んぼなんですが、一部を孫さん名義で、



それをこのたび資材置き場にしたいという要望が出ました。営農上の問題はないというふうに見てまいりました。

それから、今度、21、22が、これは甲田町の●●●●●●というところになります。●●●●から●●●●のほうへ700mぐらい寄ったところの●●沿いの●●がございまして、●●●●●●という●●●●地区の●●がございまして、この地域が平成25年にほ場整備をやりまして、そのほ場整備をやったときに、この●●さん。それから、下の●●さんですが、このあいた土地へ残土をこう入れて、そのときに、換地のほうを雑種地にしてあげればよかったんですが、これが田んぼということになっておりました。これを●●のほうへ寄附されるということで、このたびの申請になりました。営農上問題はないかというふうに思いました。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして向原地区、お願いをいたします。位置番号23号から28号について、4番 信川委員、お願いいたします。

○信川委員 4番 信川です。位置番号23について報告をいたします。

譲受人が以前倉庫を建てるときに、●●●●さんの所有の土地の一部が入って建っており、このたびそのことが判明し、土地の整理のための申請でございまして、今後も同様の使用であり、何ら問題はないものと思っております。

続きまして、位置番号24ですが、これは●●●●の駐車場の申請であります。これはほ場整備の実施されておる土地でございまして、工事完了から年月もたっており、また、周知もされており、問題はないものと思っております。

位置番号25についても同様のものでございまして。

位置番号26ですが、長年庭敷として使用しており、改めての申請でございまして。周辺の土地は申請人のものであり、周辺への影響はないものと思われまして。

位置番号27について報告をいたします。申請者は東京に在住されており、今後、農業をするつもりもないため、譲り渡し、太陽光発電の設備の届出でございまして。

位置番号28でございまして、申請者は所有する土地2筆を有効利用活用するため、太陽光発電設備の設置の申請であります。いずれも周知はされており、やむを得ないものと思っております。

以上で報告終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、位置番号29号から31号について、5番 田植委員、お願いいたします。

○田植委員 5番 田植です。位置番号29から31について報告いたします。

5月14日10時から、事務局、農業委員、推進委員、私を含めて現地を確認しました。

まず29番ですが、現地は向原町●●というところで、●●●●●●の近くで、芸備線を挟



ということに理解しております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で調査報告を終わりますが、ただいま調査報告いただきました、田槇委員のほうからの問い合わせで、これ相続の代表者は決まってるが、ほかの人の相続の贈与。贈与というんか、これが決まってないが、農振除外についてはこのまま通すのかという質問でございましたが、事務局のほう、どういう見解でございますか。

○事務局 この●●さんの件にかかわらず、農振除外をされるときには、まだ相続とかが済んでない場合でも、今でも受けてきております。で、農業委員会に農地転用の申請を出されるときには、ちゃんと登記が済んだものを出していただくということで受けておりました。

○田槇委員 じゃけ、除外申請では関係ない。転用のときには、それが間になってなかったからまずいよという話ですね。

○事務局 受けない。はい。

○田槇委員 了解しました。

○村上会長 はい。わかっていただきました。ありがとうございました。

それでは、質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第31号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更については、申請のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第31号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更については申請のとおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第5回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時23分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

8番委員

10番委員